

肥料登録（仮登録）失効届

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

電話

年 月 日から下記の肥料の登録（仮登録）は有効期間の満了（生産（輸入）の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第33条の2第6項において準用する同法第15条第1項）の規定により登録証（仮登録証）を添えて届け出ます。

記

登録番号 (仮登録番号)	肥料の種類	肥料の名称

備考 仮登録にあつては肥料の種類を記載しなくてよい。